

令和8年度霧島市スポーツ推進委員募集要項

1 スポーツ推進委員とは

スポーツ基本法に定められた非常勤の公務員で、市のスポーツ推進事業を実施するための連絡調整や市民に対するスポーツの実技指導、スポーツに関する指導及び助言を行うなどの役割を担います。

(参考) スポーツ基本法第32条(一部抜粋)

(スポーツ推進委員)

第32条 市町村の教育委員会(特定地方公共団体にあたっては、その長)は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則(特定地方公共団体にあたっては、地方公共団体の規則)の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

2 募集人数

15名程度

3 応募資格

応募資格者は、次の条件を満たす者とする。

- (1) 霧島市内に住所を有する者若しくは、霧島市内にある学校・職場に在籍又は勤務している者。
- (2) 年齢満18歳以上、満75歳以下の者。
- (3) 社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及びその職務を行うのに必要な熱意と能力を持つ者。

4 推薦方法

自薦・他薦を問わない。

5 応募期限

令和7年12月22日まで

6 応募方法

「霧島市スポーツ推進委員応募用紙」に必要事項を記入し、霧島市役所スポーツ・文化振興課または各総合支所地域振興課に持参、郵送、FAX または電子申請フォーム (<https://shinsei.pref.kagoshima.jp/akHaZ9qM>) 以下、2次元バーコードでお申し込みください。

応募用紙は、霧島市役所スポーツ・文化振興課、各総合支所地域振興課窓口または、霧島市ホームページからダウンロードできます。



7 選考方法について

(応募フォーム)

- (1) 霧島市スポーツ推進委員選考委員会において、書類選考及び必要に応じて面接により委員候補者を審議します。
- (2) 委員候補者は、霧島市長の承認を経て委員として決定します。
- (3) 選考結果は、本人に文書により通知します。

8 任期

2年間（令和8年4月1日～令和10年3月31日）

9 報酬

出日当額 5,100円（源泉徴収所得税含む）

10 個人情報の取り扱いについて

応募の際にご記入いただく個人情報については、霧島市個人情報の保護に関する法令施行条例に基づき、適正な取り扱いを行います。

11 問い合わせ先

霧島市役所スポーツ・文化振興課スポーツ・文化グループ
〒899-4394

霧島市国分中央三丁目45番1号

電話：0995-64-0710

FAX：0995-64-0861